

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
<p>名張市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに際し、その特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律並びに個人情報保護に関する法令を順守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。</p>	
特記事項	なし

評価実施機関名
三重県 名張市長

公表日
令和5年6月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法(平成9年12月法律第123号)及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、第1号及び第2号被保険者に対して以下の事務を行う。 ① 被保険者の資格の取得、喪失及び変更に関する事務 ② 介護保険料の賦課、徴収及び滞納処理に関する事務 ③ 介護認定に関する業務 ④ 介護給付に関する事務 ⑤ その他保険料徴収又は保険給付を行うため、国民健康保険団体連合会等との情報交換に関する事務 ⑥ 地域支援事業に関する事務
③システムの名称	介護保険被保険者管理システム 介護保険受給者管理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 伝送通信ソフト
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険被保険者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法 ・第9条第1項 別表第一の68の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法 ・第19条第8号 別表第二の1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。) ・第1、2、3、4、6、19、25、30、32、33、43、44、47条 (情報照会の根拠) 番号法 ・第19条第8号 別表第二の93、94の項 別表第二省令 ・第46、47条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉子ども部 介護・高齢支援室
②所属長の役職名	室長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	三重県名張市役所 福祉子ども部 介護・高齢支援室 〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地 電話:0595-63-7599
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	三重県名張市役所 福祉子ども部 介護・高齢支援室 〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地 電話:0595-63-7599

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月24日	I-5.① 部署	健康福祉部 高齢・障害支援室	福祉子ども部 介護・高齢支援室	事後	
平成28年6月24日	I-5.② 所属長名	谷本 佳司	宮崎 正秀	事後	
平成28年6月24日	I-7. 請求先	三重県名張市役所 健康福祉部 高齢・障害支援室	三重県名張市役所 福祉子ども部 介護・高齢支援室	事後	
平成28年6月24日	I-8. 連絡先	三重県名張市役所 健康福祉部 高齢・障害支援室	三重県名張市役所 福祉子ども部 介護・高齢支援室	事後	
平成28年6月24日	II-1.対象人数計数時点	平成26年10月31日時点	平成28年3月31日時点	事後	
平成28年6月24日	II-1.取扱者数計数時点	平成26年10月31日時点	平成28年3月31日時点	事後	
平成28年6月23日	I-1.②事務の概要	略 ①被保険者の資格の取得、喪失及び変更に関する事務 ②介護保険料の賦課、徴収及び滞納処理に関する事務 ③介護給付に関する事務 ④その他保険料徴収又は保険給付を行うため、国民健康保険団体連合会等との情報交換に関する事務	略 ①被保険者の資格の取得、喪失及び変更に関する事務 ②介護保険料の賦課、徴収及び滞納処理に関する事務 ③介護認定に関する業務 ④介護給付に関する事務 ⑤その他保険料徴収又は保険給付を行うため、国民健康保険団体連合会等との情報交換に関する事務	事後	事務の概要の修正
平成29年6月23日	I-1.③システムの名称	介護保険被保険者管理システム 介護保険受給者管理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー	介護保険被保険者管理システム 介護保険受給者管理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 伝送通信ソフト	事後	「『介護保険に関する事務に係る特定個人情報保護評価の適切な実施について(依頼)』の一部改正について」(事務連絡平成28年11月30日)により、改定があったため追加
平成29年6月23日	I-4.②法令上の根拠		(情報提供の根拠) 番号法 ・第19条第7号 別表第二の1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,56の2、58,61,62,80,87,90,94,95,108,117の項略	事後	情報提供の根拠法令修正(別表第二において、第三欄が「市町村長」の項のうち、第四欄に「介護保険給付等関係情報」等が含まれる項に修正)
平成29年6月23日	I-5.②所属長名	宮崎 正秀	岩本 靖之	事後	人事異動のため
平成29年6月23日	II-1.対象人数計数時点	平成28年3月31日時点	平成29年3月31日時点	事後	しきい値を再確認したため
平成29年6月23日	II-1.取扱者数計数時点	平成28年3月31日時点	平成29年3月31日時点	事後	しきい値を再確認したため
平成30年4月1日	II-1.対象人数計数時点	平成29年3月31日時点	平成30年3月31日時点	事後	しきい値を再確認したため
平成30年4月1日	II-1.取扱者数計数時点	平成29年3月31日時点	平成30年3月31日時点	事後	しきい値を再確認したため
平成30年4月1日	I-1.②事務の概要	略	略 ⑨地域支援事業に関する事務	事後	人事異動のため
平成30年6月1日	I-5.②所属長名	岩本 靖之	西山 正彦	事後	人事異動のため
令和1年6月21日	I-5.② 所属長	西山 正彦	(項目なし)	事後	様式変更による項目削除
令和1年6月21日	I-5.② 所属長の役職名	(項目なし)	室長	事後	様式変更による新規項目
令和1年6月21日	II-1.対象人数計数時点	平成30年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和1年6月21日	II-2.取扱者数計数時点	平成30年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和1年6月21日	IV. リスク対策	(項目なし)	(様式変更による項目の追加)	事後	様式変更による新規項目
令和2年6月26日	II-1.対象人数計数時点	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和2年6月26日	II-2.取扱者数計数時点	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和2年6月26日	IV-6 情報提供ネットワークシステムとの接続	接続しない(入手・提供)	接続する	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	Ⅱ-1.対象人数計数時点	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和3年4月1日	Ⅱ-2.取扱者数計数時点	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和4年6月10日	I-4.②法令上の根拠	第19条第7号	第19条第8号	事後	「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行(令和3年9月1日)により、番号利用法第19条の規定について、同条第4号以降に号ずれが生じたため。
令和4年6月10日	Ⅱ-1.対象人数計数時点	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和4年6月10日	Ⅱ-2.取扱者数計数時点	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和5年6月9日	Ⅱ-1.対象人数計数時点	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和5年6月9日	Ⅱ-2.取扱者数計数時点	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	しきい値を再確認したため